

■産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関する Q&A（大分県作成）

1. 報告対象者について

Q1 報告対象者は誰ですか。

A1 前年度に産業廃棄物を排出し、manifestを交付したすべての事業者が対象です。二次manifestを交付した中間処理業者も対象になります。

Q2 昨年度のmanifestは、1枚しか交付していませんが、報告は必要ですか。

A2 前年度に、manifestを1枚でも交付した事業者は報告が必要です。

Q3 電子manifestを利用していますが、報告は必要ですか。

A3 電子manifestを利用している場合、情報処理センターから県あてに報告されますので、報告は不要です。

ただし、電子manifestと紙manifestを併用している場合、紙manifestを用いた分については、報告の必要があります。なお、電子manifest情報と所定のフォーマットで送信された紙manifest情報を活用して報告書を作成するサービスがありますので、詳しくは情報処理センターにお問い合わせください。

[問い合わせ先]

- (公財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
TEL:03-5275-7111
ホームページ:<http://www.jwnet.or.jp>
- (一社)大分県産業資源循環協会
TEL:097-503-0351
ホームページ:<http://oita-sanpaikyo.or.jp>

Q4 県内で排出した廃棄物を県外に搬出して処分しましたが、報告の必要がありますか。

A4 県内で排出された産業廃棄物であれば、県外で処分されたものであっても、報告の必要があります。

Q5 年度末にマニフェストを交付して E 票がまだ戻ってきていませんが、その分の報告も必要ですか。

A5 必要です。報告書は、その年の3月 31 日以前の1年間に交付したマニフェストの交付等の状況に関して報告することになっていますので、E 票が戻ってこなくても報告する必要があります。

Q6 ビルの管理会社が、マニフェストの交付をしている場合、報告はどうしたらよいでしょうか。

A6 ビルの管理会社等が、産業廃棄物の集荷場所を提供し、マニフェストを交付している場合、ビル管理会社が報告者となります。

Q7 報告書を提出しない場合、罰則等がありますか。

A7 報告を怠った場合は、報告していただくように、勧告する場合があります。勧告に従わない場合に、その旨を公表する場合があります。公表後も正当な理由なしに勧告に従わない場合は、勧告に係る措置を命ずる場合があります。(廃棄物処理法第 12 条の6)

命令に違反した場合は、6月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられます。(廃棄物処理法第 29 条第 12 号)

2. 記載方法について

Q8 報告書の様式は、どこで入手できますか。

A8 大分県のホームページ(<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/manifesto.html>)に様式を掲載していますので、こちらからダウンロードしてください。インターネットがご利用になれない場合は、県の保健所又は循環社会推進課に来ていただければ配布します。

Q9 報告書の様式は、大分県の作成したものを使用しなければなりませんか。

A9 これまで大分県への報告については、環境省の様式第3号に加えて「処分方法」の記入をお願いしていましたが、平成30年度分の報告からは、報告者の事務負担の軽減を図るため、環境省の様式に統一しました。環境省様式や他自治体の様式を使用していただいてもかまいません。

Q10 報告書に会社員や代表者印の押印は必要ですか。

A10 押印は必要ありません。

Q11 法人の場合、報告者の代表者は誰を記載すればよいですか。

A11 報告者の代表者については、基本的にその法人の代表者ですが、営業所等から産業廃棄物を排出している場合であれば営業所長でも差し支えありません。

Q12 業種はどのように記載すればよいですか。

A12 業種は日本標準産業分類における事業区分(中分類)により、「01 農業」のように記載してください。なお、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)で報告してください。また、複数の業種を営んでいる場合は、主要事業の業種を記載してください。

Q13 産業廃棄物の種類はどのように記載すればよいですか。

A13 産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条第4項、施行令第2条及び第2条の4の区分に従って記載してください。

Q14 排出量をトン以外で把握していますが、どのようにすればよいですか。

A14 排出量の単位は「トン」を用いて記載して下さい。各事業者で換算係数を定めている場合はそれによってトンに換算してください。定めていない場合は、環境省により示されている換算係数を参考に換算してください。

Q15 排出量は小数点何位まで記載すればよいですか。

A15 排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいてもかまいませんが、最小値は小数点第3位 0.001トン(1kg)までで報告してください。年間排出量 0.001 トン未満の場合は、「0」と記載してください。

Q16 廃棄物の種類や処分先は同じですが、運搬業者が異なる場合、まとめて記載してもよいですか。

A16 運搬業者が異なる場合は、別々に記載してください。廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記載していただく必要があります。

Q17 石綿含有産業廃棄物を排出した場合、どのように記載すればよいですか。

A17 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」欄に「石綿含有」と記載してください。(例:廃プラスチック類(石綿含有))
同じ廃棄物の種類であっても、「石綿を含むもの」と「含まないもの」は別々に記載してください。

Q18 自己運搬した後、処分のみを他者に委託した場合、どのように記載すればよいですか。

A18 報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」欄に「自己運搬」と記載してください。「運搬受託者の許可番号」欄は記載不要です。

Q19 収集運搬は委託するが、最終的に原料として購入してもらう場合には、どのように記載すればよいですか。

A19 報告書の「処分受託者の氏名又は名称」欄に「有償売却」と記載してください。「処分受託者の許可番号」欄は記載不要です。

Q20 区間を区切って運搬を委託しましたが、どのように記載すればよいですか。

A20 区間委託の場合、区間ごとに改行してください。報告書の上段に第1区間、下段に第2区間を記載し、上段の「運搬先住所」の欄には「積替保管場所」を記載してください。

Q21 再委託をした場合、どのように記載すればよいですか。

A21 初めに委託契約した処理業者ではなく、実際に処理（収集運搬又は処分）を行った再委託先の処理業者を記載してください。

Q22 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じですが、どのように記載すればよいですか。

A22 「処分先の住所」は省略していただいてもかまいません。

3. 提出方法について

Q23 報告書の提出先はどこですか。

A23 大分市内にある事業場については、大分市役所の廃棄物対策課へ報告してください。

大分市を除く大分県内にある事業場については、県内の保健所又は循環社会推進課へ報告してください。(郵送可)

Q24 県内に複数の事業場がありますが、提出先を1箇所にまとめて報告することができますか。

A25 大分市内を除く大分県内の事業場の報告書をまとめて1箇所の保健所又は循環社会推進課へ提出することができます。

Q25 県内の複数の事業場を1つの報告書にまとめて報告することができますか。

A25 原則として、事業場ごとに報告書を作成していただく必要があります。

ただし、建設工事現場やリース物品をリース場所から直接廃棄する場合等、同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間又は所在地が一定しない事業場が複数ある場合は、これらの事業場を1つの事業場としてまとめて報告していただいて差し支えありません。その際の事業場の名称は「大分県管轄内事業場」、事業場の所在地は「大分県」などとし、最寄りの大分県の保健所又は循環社会推進課に提出してください。(郵送可)

(例)

- 大分市内の建設工事現場を1つにまとめて報告する場合:

大分市役所廃棄物対策課

- 大分市以外の大分県内にある建設工事現場を1つにまとめて報告する場合:最寄りの大分県の保健所又は循環社会推進課

Q25 控えを返送してもらうことはできますか。

A25 直接保健所等に提出する場合は、控え(報告書のコピー)をお持ちくだされば、その場で控えに収受印を押印します。郵送の場合は、返信用封筒及び報告書のコピーを同封してください。